

令和4年度福島県環境創造センターイベント企画運営業務 公募型プロポーザル公募要領

1 委託の趣旨

福島県環境創造センター（以下「センター」という。）は、原子力災害からの「環境の回復と創造」に向けた取り組みを行う総合的な拠点として整備した施設であり、2016年7月に全面開所しました。

センターでは、放射線に関する正確な理解の促進と福島県の現状を伝える展示施設等を備えた、交流棟「コミュタン福島」を活用し、未来を担う子どもたちが「放射線や本県の環境等について学び、自ら考え、主体的に判断し行動する力」や「本県の状況を適切に理解できる力」を身に付けるための学習支援活動を行っています。

本業務は、センターやコミュタン福島を活用し、ふくしまの未来を創造する力を育むため、「カーボンニュートラルやSDGs」、「身近な環境問題」、「センターの取組」等について学ぶ機会を創出するイベントを実施するものです。

当該イベント実施について、公募型プロポーザル方式により企画提案書の提出を求め、提案された企画内容を検討し、本業務を効果的かつ効率的に実施する能力を有する企画提案者を、本業務の委託候補者（以下「業務委託候補者」という。）として選定いたします。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和4年度福島県環境創造センターイベント企画運営業務

(2) 業務の仕様等

別紙「令和4年度福島県環境創造センターイベント企画運営業務企画提案仕様書」（以下「企画提案仕様書」という）のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和5年3月17日まで

(4) 委託限度額（見込み）

29,056,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 現在予定している金額であり、今後の予算編成過程及び議会での審議において変更となる可能性があります。なお、このことに伴い、本プロポーザル参加者又は業務委託予定者に損害が生じた場合であっても、その損害については一切負担しません。

3 参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、次の(1)及び(2)の条件を全て満たしているものとします。

(1) 次に示す要件のいずれにも該当しない者

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すること。

イ 県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていること。

- ウ 法人税を滞納していること。
 - エ 会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っていること。
 - オ 法人等又はその役員（法人でない団体で代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項に該当すること。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。）
 - (イ) 役員等に暴力団員等（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。
 - (ウ) 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。
 - (エ) 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること。
 - (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持管理に協力し、又は関与していること。
 - (キ) 法人等が暴力団員等を雇用していること。
 - (ク) 役員等が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - カ 役員等のうち、次に該当するものがある者
 - (ア) 破産者で復権を得ないこと。
 - (イ) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないこと。
- (2) 令和4年2月17日（木）に開催する説明会に出席していること。

4 公募要領等の入手方法

本公募要領等については、福島県環境創造センターウェブページ（※）からダウンロードして入手してください。なお、窓口又は郵送等での配付は行いません。

5 説明会の開催

本プロポーザルに関する説明会を開催しますので、プロポーザルに参加を希望する場合は、説明会参加申込書（第1号様式）を令和4年2月16日（水）までに、電子メール、FAX、郵送又は持参により「11 問合せ先等」に提出をしてください。

- (1) 開催日時 令和4年2月17日（木）14時00分から（1時間程度）※オンラインで開催
- (2) その他 説明会への参加は、本プロポーザルの参加要件となります。

6 質問等の受付

質問については、次により受け付けます。

- (1) 受付期間

令和4年2月17日（木）から2月25日（金）17時00分まで（必着）

(2) 提出方法

質問書(第2号様式)により、福島県環境創造センター総務企画部企画課宛に電子メール又はFAXにより「11 問合せ先等」へ提出してください。

また、電子メールによる質問書の件名は「【質問書】令和4年度福島県環境創造センターイベント企画運営業務」とし、電子メールまたはFAXとも電話にて送付した旨を福島県環境創造センター総務企画部企画課までお知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県環境創造センターホームページ（※）に随時公表します。（個別の回答は行いません。）

7 応募申込書等の提出

(1) 提出書類

「福島県環境創造センターイベント企画運営業務に係る公募型プロポーザル応募申込書」（第3号様式）（以下「応募申込書」という。）にア及びイの書類（以下「企画提案書等」という。）を添付し提出してください。

ア プロポーザル参加者関係書類

(ア) 定款又は寄附行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。)

(イ) 登記事項証明書（応募申込書等を提出した日から3か月以内のもの。写し可）

※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

(ウ) 法人等概要書(第4号様式)

(エ) 法人税納税証明書

(オ) 業務実施体制書(第5号様式)

(カ) 担当者経歴書(第6号様式)

(キ) 誓約書(第7号様式)

(ク) 類似業務受託実績資料（本業務と規模を同じくし、類似した業務の契約書及び仕様書の写し）* **最大5件まで。(審査の対象となります)**

イ 企画提案書（任意様式）

別紙「企画提案仕様書5(1)～(3)」を参照の上、企画提案書を作成してください。

なお、企画提案書には、本業務を円滑且つ着実に遂行できる提案を具体的に記載するほか、イメージ図を添付するなどし、分かりやすい企画提案書の作成に努めてください。

本業務に当たり必要と見込まれる経費について、可能な限り細分化し、項目に漏れのないよう記載してください。

(2) 提出部数

ア (1)アに関する書類

1部（正本1部）

イ (1)イに関する書類

5部（正本1部、副本4部）提出してください。

(3) 提出用紙

A4 サイズを基本（A3 折込可）としてください。

(4) 提出期間

令和4年2月17日（木）8時30分から令和4年3月2日（水）17時00分まで

(5) 提出方法

郵送又は持参により「11 問合せ先等」に提出してください。

* 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時00分までとします。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本プロポーザル審査会に参加しなかった場合

キ 本公募要領に違反すると認められた場合

ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

* 失格又は無効の有無については、令和4年3月3日（木）に応募者へ書面及び電話により個別に連絡します。

(2) 複数提案の禁止

本プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(2) 費用負担

本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とします。

(3) その他

ア 参加者は、本プロポーザル応募申込書の提出をもって、本公募要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて応募者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

本プロポーザルによる応募者からの提案を受け、福島県はプロポーザル審査会により、これを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時

令和4年3月11日（金）…オンライン開催 ※開催時間は別途通知します。

イ 所要時間

30分間以内の説明と15分間以内の質疑を実施します。

ウ 審査観点

- ・各イベント企画運営内容等について、提案の妥当性、具体性及び実現性等を総合的に評価し、採点します。
- ・総合評価点を基に審査会での協議の上、業務委託候補者1者と次点1者（以下「業務委託候補者」という。）を選定します。
- ・なお、業務委託候補者等の選定は、総合評価点が基準点以上であることを必要条件とします。

エ 評価方法

審査項目ごとに下記評価基準に従い評点を付し、総合得点を算出します。

【評価基準】

評点	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

オ 審査項目及び配点

1 環境創造センター開所6周年記念イベント					
項目	審査項目	配点	傾斜	計	
(1)	メインプログラム 「集客性のあるメインプログラム」の企画提案として妥当性、具体性及び実現性があるか	5点	2	45点	
(2)	体験型プログラム 「親子で楽しめる体験型プログラム」の企画提案に妥当性、具体性及び実現性があるか	5点	2		
(3)	展示コンテンツや環境創造シアターを活用したプログラム 企画提案に妥当性、具体性及び実現性があるか	5点	1		
(4)	「その他イベントの趣旨を達成するための企画提案」 企画提案に妥当性、具体性及び実現性があるか	5点	1		
(5)	イベント広報（開催周知及び事後情報発信） 効果的なイベント広報としての妥当性、具体性及び実現性があるか	5点	3		
2 秋イベント					
項目	審査項目	配点	傾斜	計	

	(1)	センター職員との対話・交流プログラム 「センターの取組を県民に効果的に周知する」企画提案として妥当性、具体性及び実現性があるか	5点	2	40点
	(2)	体験プログラム 「コミュタン福島における体験プログラム」の企画提案に妥当性、具体性及び実現性があるか	5点	2	
	(3)	「その他イベントの趣旨を達成するための企画提案」 企画提案に妥当性、具体性及び実現性があるか	5点	1	
	(4)	イベント広報(開催周知及び事後情報発信) 効果的なイベント広報としての妥当性、具体性及び実現性があるか	5点	3	
3 近隣施設連携スタンプラリー					
	項目	審査項目	配点	傾斜	計
	(1)	スタンプラリー 「コミュタン福島近隣における公共施設との連携促進を図る」とともに、多くの参加が見込めるような企画提案として妥当性、具体性及び実現性があるか	5点	2	30点
	(2)	「その他イベントの趣旨を達成するための企画提案」 企画提案に妥当性、具体性及び実現性があるか	5点	1	
	(3)	イベント広報(開催周知及び事後情報発信) 効果的なイベント広報としての妥当性、具体性及び実現性があるか	5点	3	
4 業務実施体制					
	項目	審査項目	配点	傾斜	計
	(1)	本業務を円滑に遂行できる十分な運営体制となっているか	5点	1	5点
5 事業経費積算					
	項目	審査項目	配点	傾斜	計
	(1)	経費が提案内容に沿って適切に計上され、費用対効果が妥当であるか	5点	1	5点
6 類似業務受託実績					
	項目	審査項目	配点	傾斜	計
	(1)	本業務と類似した業務の十分な受託実績があるか	5点	1	5点
合計			130点		

(3) 通知等

ア 審査の結果は、本プロポーザル審査会参加者全員に通知するとともに、福島県環境創造センターホームページ(※)に公開します。

なお、ホームページには参加者全員の総合評価点を掲載します。

イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面により選定されなかった理由について回答を請求することができます。また、その回答は書面が到達した日から起算して10日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

く。) 以内に行います。

なお、回答の内容は「請求者及び業務委託候補者におけるそれぞれの審査項目毎評価点及び総合評価点」となります。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と県が協議し、委託契約にかかる仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、契約額は委託限度額を超えないものとします。

ウ その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

10 主なスケジュール

公告	令和4年2月9日(水)
説明会参加申込期間	2月9日(水)～2月16日(水)
説明会開催	2月17日(木)
質問受付期間	2月17日(木)～2月25日(金)
応募申込書(企画提案書等)の提出期間	2月17日(木)～3月2日(水)
審査会の開催通知	3月3日(木)
審査会開催	3月11日(金)
審査結果通知・公表	3月15日(火)
契約締結	4月1日(金)

11 問合せ先等

本プロポーザルに係る問合せ先及び関係書類の提出先は次のとおりです。

〒963-7700 福島県田村郡三春町深作10番2号

福島県環境創造センター総務企画部企画課

電話：0247-61-6129 FAX：0247-61-6119 E-mail：kansou-kikaku@pref.fukushima.lg.jp

※ 福島県環境創造センターホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/bidding-info.html>